

船舶事故調査報告書

平成23年10月13日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 庄 司 邦 昭
 委員 石 川 敏 行

事故種類	衝突
発生日時	平成23年4月15日（金） 12時40分ごろ
発生場所	愛知県南知多町豊浜漁港南東方沖 南知多町豊浜港南防波堤灯台から真方位139° 1,200m付近 （概位 北緯34° 41.7′ 東経136° 56.7′）
事故調査の経過	平成23年5月12日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 ^{たつ} 達丸、1.5トン AC3-38744（漁船登録番号）、個人所有 7.65m（Lr）×1.99m×0.74m、FRP ガソリン機関、100kW（漁船法馬力数）、平成19年12月 B 手漕ぎボート（船名なし） なし、個人所有 3.25m×1.38m×0.40m、FRP なし、不詳
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 28歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成15年2月14日 免許証交付日 平成19年2月26日 （平成25年2月13日まで有効） B 操船者B 男性 61歳
死傷者等	A なし B 負傷 1人（操船者B）
損傷	A 船首下部に擦過傷 B 船尾部に破口
事故の経過	A船は、船長Aほか1人が乗り組み、海藻の採取を終え、船長Aが操舵室右舷側で椅子に腰を掛けて手動操舵により約18.0ノットの対地速力で南知多町日間賀漁港 ^{ひまか} に向けて帰航を開始した。 船長Aは、帰航途中、他の磯の様子を見に行くため、GPSプロッターの操作を行いながら航行し、B船に気付かないまま東進した。 B船は、操船者Bが1人で乗り込み、豊浜漁港南東方沖で錨泊中、操船者Bが、釣りを終え、船首を南東方に向けて釣り道具の後片付けをしていたところ、接近してくるA船に気づき、立ち上がって手を振り、大声を上げたが、A船が間近に迫ったので海中に飛び込んだ。 両船は、平成23年4月15日12時40分ごろ、豊浜港南防波堤灯台

	<p>から真方位139°1,200m付近でA船の船首部とB船の船尾部が衝突した。</p> <p>操船者Bは、衝突後、A船に救助されて病院に搬送され、約1か月以上の通院加療を要する左肋骨骨折と診断された。</p>								
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 南東、風力 3、視界 良好</p> <p>海象：波高 約50cm</p>								
その他の事項	<p>B船は、形象物、目印及び有効な音響信号装置がなかった。</p>								
分析	<table border="0"> <tr> <td>乗組員等の関与</td> <td>A あり、B なし</td> </tr> <tr> <td>船体・機関等の関与</td> <td>A なし、B なし</td> </tr> <tr> <td>気象・海象の関与</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>判明した事項の解析</td> <td> <p>A船は東進中、B船は錨泊中、豊浜漁港南東方沖において、両船が衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、GPSプロッターの操作を行い、適切な見張りを行っていなかったことから、B船に気付かずに航行したものと考えられる。</p> <p>操船者Bは、接近してくるA船に気付き、手を振るなどしてA船に気付かせようとしたものと考えられる。</p> </td> </tr> </table>	乗組員等の関与	A あり、B なし	船体・機関等の関与	A なし、B なし	気象・海象の関与	なし	判明した事項の解析	<p>A船は東進中、B船は錨泊中、豊浜漁港南東方沖において、両船が衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、GPSプロッターの操作を行い、適切な見張りを行っていなかったことから、B船に気付かずに航行したものと考えられる。</p> <p>操船者Bは、接近してくるA船に気付き、手を振るなどしてA船に気付かせようとしたものと考えられる。</p>
乗組員等の関与	A あり、B なし								
船体・機関等の関与	A なし、B なし								
気象・海象の関与	なし								
判明した事項の解析	<p>A船は東進中、B船は錨泊中、豊浜漁港南東方沖において、両船が衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、GPSプロッターの操作を行い、適切な見張りを行っていなかったことから、B船に気付かずに航行したものと考えられる。</p> <p>操船者Bは、接近してくるA船に気付き、手を振るなどしてA船に気付かせようとしたものと考えられる。</p>								
原因	<p>本事故は、豊浜漁港南東方沖において、A船が東進中、B船が錨泊中、船長Aが適切な見張りを行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>								